

久留米市公告第258号

久留米市庁舎地下1階西側執務室建具修繕について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年9月8日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 久留米市庁舎地下1階西側執務室建具修繕
- (2) 履行場所 久留米市城南町15番地3
- (3) 業務内容 別紙「久留米市庁舎地下1階西側執務室建具修繕仕様書」、「明細書」、「図面」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から90日間
- (5) 予定価格 3,883,000円（税込み）
入札書比較価格 3,530,000円（税抜き）
- (6) 最低制限価格 3,571,700円（税込み）
最低制限比較価格 3,247,000円（税抜き）
- (7) 支払条件：前払金 無
部分払 無

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。要件を満たさない者の入札は無効とする。
 - ① 久留米市内の業者で、かつ、久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日久留米市規則第9号）第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に当該事業所が登載されている者であること。
 - ② 名簿に申請業種として「建具」で登載されている業者で、第1希望の業者であること。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ④ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であ

ってその役員が暴力団員でないこと。

- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限から開札の時までの期間に、久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。要件を満たさない者の入札は無効とする。

- (3) 前2項に掲げる要件をすべて満たす者が入札に参加しようとする場合において、次のア、イに掲げる関係を有する場合においては、当該関係を有する者のうちの1者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する2者以上の者から入札があった場合には、これらの者全ての入札を無効とする。

① 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合（ただし、その者が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

② 人的関係が次のいずれかに該当する場合（アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中である場合を除く。）

ア 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ ①又は②に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の公正さが阻害されると認められる場合（本案件の入札においては、公正な入札執行の観点から、事業協同組合と組合員とが重複して入札に参加することができない。事業協同組合と組合員の重複を確認した場合は、久留米市契約事務規則第12条第1項第8号の規定により、当該組合及び組合員の入札を無効とする。）

3 入札参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送又は持参にて提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留にて、下記の提出期限までに指定場所へ郵送すること。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和8年9月17日（木）17時必着

(3) 提出先（宛先）

16 事務局

(4) 提出方法

上記アの入札参加資格確認申請書を封入する封筒には、表面に業務名及び入札参加資格確認申請書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。

4 入札の辞退等

郵送等により提出した入札参加資格確認申請書は、締切日事前であれば引き換えを認める。また、入札を辞退する場合は、入札前までに久留米市総務部財産管理課に入札辞退届を提出しなければならない。

5 入札説明会は実施しない

6 入札の方法

(1) 集合による入札とする。

(2) 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者、免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載し、入札会場に持参すること。

(3) 入札回数は1回とする。

(4) 会社代表者以外の者が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

(5) 日時：令和8年9月18日（金） 10時00分

(6) 場所：久留米市役所本庁舎3階302会議室

住所）〒830-8520 久留米市城南町15番地3

(7) 落札候補者の決定

予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

落札候補者となった者については、「2 入札に参加する者に必要な資格」に記載する入札参加資格について審査を行い落札者を決定する。

また、落札候補者となった者については、別途「資本・人的関係のある関連事業者届出調書」を速やかに提出すること。

審査の結果、必要な資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、入札における次順位の者を落札候補者として審査し、落札者が決定するまで行う。

(8) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

7 落札決定の取り消し

入札参加資格申請書の提出期限から開札の時点までの期間に、落札者が「2 入札に参加する者に必要な資格」の要件を満たしていないことが判明した場合は、当該落札決定を取り消すことがある。

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

規則第7条第1項第3号に基づき、免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。

ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

9 契約条項を示す場所

事務局 16

10 議会の議決

不要

11 資格審査の方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う）

12 入札の中止等

不正な入札があると認めたとき、又は天災事変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときには、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

13 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札後に資格審査を行った結果、入札参加資格確認申請書提出締切時点で入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されなかったとき

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

ケ 協同組合と当該組合の構成員がどちらも入札に参加した場合、協同組合と当該組合の構成員の入札

1 4 その他入札に関し必要な事項

(1) 仕様書等の入手場所

久留米市ホームページからダウンロード

ダウンロード先 久留米市ホームページ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > その他一般競争入札> 【募集】久留米市庁舎地下1階西側執務室建具修繕

(URL <https://www.city.kurume.fukuoka.jp/>)

- ・仕様書
- ・明細書
- ・位置図
- ・図面
- ・入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ・入札書（第5号様式）
- ・入札辞退届
- ・質問票
- ・委任状

(2) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から 令和8年9月10日（木）17時まで
- ② 受付場所：16 事務局
- ③ 質問の提出方法：

質問事項を所定の様式（質問票）により作成し、FAX 又はメールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

久留米市総務部財産管理課

- ・メール zaikan@city.kurume.lg.jp
- ・FAX 0942-30-9706

④ 質問に対する回答：

令和8年9月14日（月）までにメール又はFAXで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(3) 契約締結日

落札した者は、落札決定の翌日から起算して6日以内に契約しなければならない。

1 5 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法

令を遵守すること。

- (4) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (5) 提出された入札関係書類は返却しない。
- (6) 提出された入札関係書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。
- (8) 久留米市の各年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があったときは、この契約は解除されることがある。この場合において、落札者は、契約解除により生じた損害の賠償を久留米市に請求することができない。

1 6 問い合わせ先（事務局）

久留米市総務部財産管理課

住所：〒830-8520 久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9059

FAX：0942-30-9706

メール：zaikan@city.kurume.lg.jp